

令和元年第4回町議会定例会会議の経過 (12月10日)

議長 皆さん、おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。
(午前9時00分)

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1、議案第68号、山北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題といたします。

なお、本件につきましては、総務環境常任委員会に付託してありますので、総務環境常任委員会の審査報告を委員長より求めます。

議席番号1番、瀬戸恵津子総務環境常任委員長。

1番 瀬戸 おはようございます。報告させていただきます。

総務環境常任委員会審査報告。

令和元年12月6日、午前9時から役場401会議室において、委員7名及び町長、副町長、総務防災課長の出席を得て、総務環境常任委員会を開催し、令和元年12月5日の本会議で当委員会に付託されました「議案第68号 山北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」を審査しましたので、その審査過程並びに結果を報告いたします。

出席者、瀬戸恵津子、山崎政司副委員長、瀬戸顯弘委員、瀬戸伸二委員、児玉洋一委員、堀口恵一委員、山田陽子委員。町側出席者、町長、副町長、総務防災課長でございます。

挨拶の後、直ちに質疑に入りました。

瀬戸伸二委員。会計年度任用職員は130人程度という見込みだと説明があったが、新規正規職員に影響を及ぼすようなことはないか。

総務防災課長。会計年度任用職員制度が新たに始まりますが、現在の臨時職員にやっていただいている仕事を引き続きやっていただくことを考えていますので、新規正規職に影響を及ぼすことは想定していません。

瀬戸顯弘委員。会計年度任用職員となる保育士などの人数は几人か。

総務防災課長。例えば、認定こども園では約25名、向原保育園ですと8名ほど。幼稚園ですと4名ほどとなります。全体では約120名程度となりますようです。

児玉委員。現在いる人たちが移行していくという形になると思うが、移行しないという方はいるのか。

総務防災課長。会計年度任用職員は広く募集する必要がありますが、実際の現場を見ると人材不足で、現在の臨時職員の方がそのままスライドして、会計年度任用職員として働いていただかないと、人材的に不足するということが現場の状況です。

児玉委員。その場合、現在の臨時職員としての金額をベースに合った形で給料表に位置づけられるということでしょうか。また、手当等の部分で新たに支給が発生するが、今の年収よりもアップするという考え方でいいか。

総務防災課長。おっしゃるとおりです。ただ、年収については個々によって違うと思いますが、期末手当を支給するようになりました。期末手当は、6月に1.3月分。12月に1.3月分の計2.6月分になります。ただし、勤務形態などによって満額支払われない場合もあります。

児玉委員。金額の増額分は、現状の予算に対しどのくらい見込んでいるのか。

総務防災課長。現時点での予算ベースですと、約1,200万円です。

山田委員。フルタイムの方は常勤と同じと言うが、例えば社会保険などはどうなるのか。

総務防災課長。フルタイムの場合は、1年目は社会保険に加入していただき、2年目も引き続きフルタイムで働いていただく場合は、正規職員と同様に共済組合に加入していただくようになります。

山田委員。現在130名程度おられるということであるが、フルタイムとパートタイムの割合はどのようになっているのか。

総務防災課長。令和元年度ですと、フルタイムはいません。数年前には保育士でいました。

瀬戸委員長。フルタイム会計年度任用職員が2年目も働くといった場合に共済組合に加入するということであるが、その場合、事務的な手続などが煩雑になり、そのときに職員が必要になり、システムが新たに必要になるなどの経費がかかるのではないかと。

総務防災課長。会計年度任用職員制度になることによる新たな経費は発生

しないものと考えています。ただし、事務的に最初は混乱することは想定していますが、新たな配置が必要だとかは考えておりません。

堀口委員。フルタイム会計年度任用職員の条件がこれまでよりかなりよいと思う。フルタイム会計年度任用職員として保育士を募集するという考えはあるか。

総務防災課長。保育士に限って言えば、現在育休を取っている保育士で来年の4月に復帰される職員が何名かいますので、令和2年度に限ると、募集する必要はないと考えています。

瀬戸顯弘委員。現在の金額ベースで総額的には1,200万円ほど増額になって、なおかつ今の臨時職員の方の額がダウンしないという現状であれば、山北町としては財政的に負担がふえる。そうなると、どこかで整理しなければならないという問題が起こってくるのではないかと思う。例えば、現在パートタイムでやっている仕事については、外部に委託等しなければいけないという考えもあるのか。

町長。基本的に、今回の臨時職員から会計年度任用職員になることで、期末手当がふえる分については、何らかの形で調整しなければならないだろうと考えています。一方で再任用職員もあり、財政的には、多少大変にはなりますが、外部委託といったことは考えていません。

山崎副委員長。例えば、フルタイム契約となっている人が期の途中でフルタイムでは勤務できないというケースになったときには、勤務形態を変更できるのか。

総務防災課長。まず雇用契約を結びますが、その契約内容を変更することは認めることを想定しています。一回契約したからそのままいくのではなく、働いていただいている方の事情を優先して変更もできるよう考えています。ただし、パートタイムからフルタイムということは、町として、それだけの仕事量がなければ、本人がフルタイムになりたいと言っても認められません。

児玉委員。当町においても財政的な圧迫が相当あると思うが、今回は国から示された制度改正なので、国からの補助などの支援はあるのか。

総務防災課長。残念ですが、今のところ、そのようなものはありません。

山崎副委員長。今働いているパートタイムの方が、月額20万円もらってい

ると仮定した場合には、その方がフルタイムの契約になった場合には、最低でも2級の5からスタートするという認識でよいか。

総務防災課長。基本的には、今もらっている額の直近上位になります。

山田委員。パートタイムの報酬について、最低賃金を下回らないということであるが、条例第17条のパートタイムの報酬額について説明してほしい。

総務防災課長。パートタイムの時給については、給料表の額に3%を加えた基準額を162.75時間で割った額になります。162.75時間というのは、1日の勤務時間7.75時間掛ける月21日という計算になります。原則、この算出された額が最低賃金を下回らないようにということを考えています。

瀬戸顯弘委員。第3条において期末手当を支給することになっているが、期末手当を算出する基礎額とはどのように出すのか。

総務防災課長。フルタイムの場合は、給料表の月額に給料月額の地域手当3%を加えた額となります。パートタイムにつきましては、直近6か月の報酬の平均額となります。

以上で質疑を終了し、「議案第68号 山北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」は、全員賛成で了承されました。

以上です。

議 長 付託議案に対する常任委員会の審査報告が終わりましたので、議案第68号について質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、これから討論を行います。討論はありますか。

討論なしと認めます。

討論がないので、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第68号を採決いたします。原案に賛成者は起立願います。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって議案第68号は原案どおり可決されました。

日程第2、議案第69号、山北町森林環境譲与税基金条例の制定についてを議題といたします。

なお、本件につきましては、総務環境常任委員会に付託してありましたので、総務環境常任委員会の審査報告を委員長より求めます。

議席番号1番、瀬戸恵津子総務環境常任委員長。

1 番 瀬 戸

報告いたします。

総務環境常任委員会審査報告。

令和元年12月6日、先ほどの議案68号の審査に引き続きまして、役場401会議室において、委員7名及び町長、副町長、農林課長の出席を得て、総務環境常任委員会を開催し、令和元年12月5日の本会議で当委員会に付託された、「議案第69号 山北町森林環境譲与税基金条例の制定について」を審査しましたので、その審査経過並びに結果を報告いたします。

出席者は議案68号と同様、総務環境常任委員会の委員全員でございます。町出席者は町長、副町長、農林課長でございます。

補足はなく、直ちに質疑に入りました。

瀬戸顯弘委員。第3条に基金として積み立てる額は予算に定める額とするところがあるが、町としての考え方は、国から入ってきた金額を使用し、その残りを基金に積み立てるというものか。または、しばらくの間全く使用せずに積み立て、ある程度金額がたまってから執行するというものか。

農林課長。今年度譲与された641万9,000円については、林道等の改修や、森林組合等が一般の方と協定を結んで、人家近くの森林の整備をする際の土留鋼板の補助です。今年度はこれに町の単独費を加えているため、譲与税は使い切る予定ですが、執行残が出た場合には、翌年度の予算で基金として積み立てるための手続が必要となります。

山田委員。毎年使途の計画を立て、残りを基金に積み立てるということでよいか。

農林課長。既に森林の整備に使用している水源環境税もあるので、こちらとのバランスを見ながら進めていくことを考えています。しばらくは林道等の補修を進めつつ、その他の使途を検討していきます。

山田委員。森林環境譲与税の使途について、例えば小学生への森林環境教育等に使用することは考えているか。

農林課長。譲与税の使途については法34条の中で定められており、その中

で森林整備を担う人材の育成（森林の有する公益に関する普及啓発）とあるため、森林教育への使用は可能となると思われます。具体的には、今後の調整となります。

町長。カリキュラム等を含め、他市町村に負けないようなものをつくりたいと考えています。最初は町内の子どもたちというようになるかもしれないが、そのように特定せずとも、広く山北らしいものを計画していきたいと考えています。

以上で質疑を終了し、「議案第69号 山北町森林環境譲与税基金条例の制定について」は、全員賛成で了承されました。

以上でございます。

議 長 付託議案に対する常任委員会の審査報告が終わりましたので、議案第69号について質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論がないので、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

議 長 御異議ないので、議案第 69 号を採決いたします。原案に賛成者は起立願います。

（全員起立）

議 長 起立全員。よって議案第 69 号は原案どおり可決されました。

日程第 3、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

この件につきましては、議会閉会中の調査活動として別紙のとおり、議員を派遣することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

議 長 御異議ないので、別紙のとおり議員を派遣することといたします。

なお、閉会中変更があった場合は、議長にお任せ願いたいと思います。

日程第 4、閉会中の継続調査申出書についてを議題といたします。

議会運営委員長、総務環境常任委員長及び福祉教育常任委員長から会議規

則第75条の規定により、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査申出書が提出されております。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、議会運営委員長、総務環境常任委員長及び福祉教育常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決定いたしました。

以上をもちまして、全日程を終了いたしましたので、令和元年第4回山北町議会定例会を閉会いたします。 (午前9時18分)